

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータ
ソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する
調査研究報告書

平成 29 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

A. 総括

1 各国・地域の制度・運用の概要一覧表

項目	日本	米国	欧州	
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義	<p>・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう</p>	<p>・「発明」とは、発明又は発見をいう</p> <p>・新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる</p> <p>・判例上の例外として、「自然現象」、「自然法則」、「抽象的アイデア」がある</p>	<p>・発明の定義規定はない</p> <p>・『発明』という語は『技術的性質を有する主題』と解釈されるべきである(審決)</p> <p>・欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される</p> <p>・EPC52条2項には、発明とはみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は行為それ自体に關係している範囲内においてのみ特許性が排除される(例:コンピュータプログラムそれ自体)</p>	
発明が特許されるための要件	<p>・発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・拡大先願</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・保護適格性</p> <p>・新規性</p> <p>・非自明性</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・技術分野に属する発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・黙示的な要件として、技術的性質が必要</p> <p>その他、記載要件等</p>	
CS関連発明等の定義	<p>「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、その発明の実施にソフトウェアを必要とする発明である</p>	<p>特になし</p>	<p>「コンピュータ実施発明(CII)」という表現は、コンピュータ、コンピュータネットワーク若しくはその他のプログラム可能な装置を含む請求の範囲であって、クレーム発明において表面上1つ又は複数の特徴がプログラムによって実現されるものを対象とする</p>	
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか	○	○	○	
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<p>・自然法則を利用した技術的思想の創作でなければならない</p> <p>・ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である</p>	<p>クレーム発明は、4つの法定のカテゴリの1つを対象としなければならない。また、判例上の例外を含む主題を対象としてはならない</p> <p>判例上の例外に関する2 part分析</p> <p>①まずクレームが抽象的アイデアを対象としているかを判断し、</p> <p>②抽象的アイデアを対象としている場合、その抽象的アイデアを遙かに超える要素が追加されているかを判断する</p>	<p>・請求の範囲の主題は、クレームしている主題が技術的性質を有しているのか否かを判断する目的で、全体として考慮する</p> <p>・技術的性質は先行技術を参照せずに評価する</p> <p>・技術的手段を定義又は使用するクレーム主題は第52条(1)で意味する発明といえる。これは技術的手段が公知であっても適用される</p> <p>・プログラムは、プログラム(ソフトウェア)とそれを実行するコンピュータ(ハードウェア)との間の「通常の」物理的作用を超えた更なる技術的効果をもたらす可能性があれば特許性が排除されない</p>
	特記事項	なし	<p>(機能的記載)</p> <p>機能的表現をした場合の権利範囲は、明細書に記載されている構造や実施例又はその均等物に解釈される</p>	<p>(進歩性)</p> <p>・全ての発明と同様に、技術分野の課題を解決するものでなければならない</p> <p>・混成タイプの発明の進歩性を評価するときには、発明の技術的性質に貢献する特徴すべてを考慮する。発明の技術的性質に貢献しない特徴は、進歩性の存在を裏付けることができない</p>
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○	×	○
	プログラム製品	○ ^{a)}	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

a)日本ではプログラム製品は、プログラム自体、プログラムが記録された記録媒体又はプログラムが読み込まれたコンピュータシステムを指す。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		中国	韓国	英国
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す ・技術的課題を解決することによって、自然法則に基づく技術的効果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法2条2項に規定された客体に該当しない ・専利法25条には、専利権を付与しないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・特許は、次の諸条件を満たす発明にのみ付与することができる。 (a) 発明が新規なものであること (b) それが進歩性を具えていること (c) それが産業上利用することができるものであること ・欧州と同様に、特許法1条2項には、発明と認めないものが列記されている。ただし、その事柄に係る限度においてのみ、発明として扱うことを禁じるものと解さなければならない
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・専利権を付与しない客体に該当しないこと ・新規性 ・創造性 ・実用性 <p>その他、記載要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・拡大先願 <p>その他、記載要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・熟示的な要件として、 ・技術的な寄与が必要 <p>その他、記載要件等</p>
CS関連発明等の定義		<p>発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータの外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決方法をいう</p>	<p>「コンピュータ関連発明」とは、「発明がその実施のためソフトウェア又はハードウェアによって実現された論理段階を必要とする発明」をいう</p> <p>「営業方法発明」とは、「営業方法など事業アイデアをコンピュータ、インターネットなどの情報通信技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又は方法をいう」</p>	<p>特になし</p>
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない ・いわゆる、技術三要素（技術的課題、技術的手段、技術的効果）の要件を満たすものは、専利法2条2項という技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する 	<p>コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合には、自然法則を利用した技術的思想の創作であり発明に該当する</p>	<p>Aerotel/Macroscan テスト</p> <ol style="list-style-type: none"> ①クレームを適切に解釈する ②実際に寄与するものを特定する ③それが特許性を排除される主題に該当するか否かを問う ④実際の又は主張される寄与が、実際に性質上技術的であるかチェックする <ul style="list-style-type: none"> ・技術的な寄与に係るのか否かに有益な5つの道標が示されている ・先行技術と比較した発明の寄与が判断され、先行技術によって結果が異なるものになる可能性がある
	特記事項	<p>(機能的記載) 請求項において機能的、作用的記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される</p>	なし	<p>(EPOとの関係) 英国の保護適格性の判断においては、EPOのテストに切り替えることはなく、Aerotel/Macroscan テストを採用する立場をとった</p> <p>(進歩性) 第1条(2)によって特許性が排除される対象は、発明を特許可能とするために必要な新規性及び進歩性に寄与しない</p>
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ドイツ	インド	ロシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・明確な原因と結果を持つ成果を達成するために制御可能な自然力を使用する体系的な教示について特許保護が可能である(判例) ・特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合は、付与されるものとする ・欧州と同様に、特許法1条4項には、発明とみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は活動それ自体について保護が求められる場合に限り、特許性を阻害する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう ・特許法3条には、発明としないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、製品又は方法が特定の目的で使用される場合を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される ・連邦民法第4法典1350条には、発明とみなされないものが列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 黙示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・技術的な教示が必要 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・進歩性 ・産業上の利用可能性 ・新規性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	コンピュータ関連発明(CRI)はコンピュータ、コンピュータネットワーク又はその他のプログラム化できる機器の使用を伴う発明を備え、また、当該発明で、1つ又は複数のコンピュータプログラムによって全体的又は部分的に実現される特徴を1つ又は複数持つものを含む	コンピュータプログラムとは、客観的形式で提示された、一定の結果を得る目的でコンピュータ及び他のコンピューティングデバイスを操作するためのデータ及びコマンドの総称であり、コンピュータプログラムの作成過程で得られた準備資料、及びそのプログラムによって生み出された視覚表示も含まれる
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	①クレームされる発明の少なくとも一部の要素がなんらかの技術分野に該当するかを判断する ②クレームが全体として具体的かつ客観的な技術的課題を解決する技術的手段で構成されるか否かを判断する	コンピュータプログラム「それ自体」は発明とみなされないが、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあり、これらが発明である場合、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「自体」は発明とみなされないが、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程に記載され、技術的結果が達成されるアルゴリズムは、特許の対象となり得る
	特記事項	(進歩性) 進歩性の審査では、技術的手段による技術的課題の解決方法を決定する又は少なくともこれに影響を及ぼす特徴のみが考慮される	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{b)}	×	×
	プログラム製品	○	○	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○/× ^{b)}	×	×
	信号	○/× ^{b)}	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明
b)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		カナダ	ブラジル	オーストラリア
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		・「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう	・発明について、積極的な定義規定はない ・新規性、進歩性及び産業上の利用可能性から成る要件を満たす発明は、特許を受けることができる ・産業財産法10条には、発明とみなされないものが列記されている	・「発明」とは、特許証、及び独占法第6条の範囲内における特権の付与の対象に係わる何らかの新規製造の態様を意味し、発明であると主張されているものを含む
発明が特許されるための要件		・法定主題であること ・新規性 ・非自明 ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・記載要件 なお、特許可能な主題であることが必要
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータプログラム」とは、「特定の方法かつ特定の目的のために動作させる、デジタル又はアナログ技術に基づくデータ、デバイス、周辺機器及び装置を取り扱う自動機器に必ず供される性質を有する物理的媒体(メディア)に内蔵された、自然言語又はコード化された言語による組織化された指示の表現」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は法定主題ではないが、コンピュータプログラムが法定の方法 (statutory method) (技術的問題に技術的解決策を提供する一連のステップ) を表現する場合、そのプログラムは本質的に技術的であるとみなされ、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「それ自体」は発明としてみなされないが、「技術的效果」を提供するCS関連発明は特許の対象となり得る	コンピュータソフト若しくは関連製品として実施されるソフト若しくは方法に関する特定の除外規定はないが、発明の実体としてクレームされているものが製造の態様 (manner of manufacture) を満たしている場合、特にそれが単なる構想、抽象的概念又は単なる情報でない場合に限り、特許性が認められる
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置 / システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
	信号	×	×	○

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ニュージーランド	シンガポール	インドネシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・クレーム中でクレームされている発明が次に掲げる要件すべてを満たす場合は、当該発明は特許性を有する発明である <ul style="list-style-type: none"> (a) 独占法(英国専売条例)第6条にいう製造方法であること (b) 先行技術ベースと比較したときに、次に掲げる要件の何れをも満たすこと <ul style="list-style-type: none"> (i) 新規であること (ii) 進歩性を伴うこと (c) 有用であること (d) 第15条又は第16条にいう特許性を有する発明から除外されていないこと ・特許法11条には、コンピュータプログラムそれ自体は発明から除外すると規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・(1)(2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである <ul style="list-style-type: none"> (a) 発明が新規であること (b) 発明に進歩性があること (c) 発明が産業上利用できること (2) 公表又は利用により不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない (3)(2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道徳な又は反社会的なもののみならずはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る ・特許法4条には、発明に含まれないものが列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・発明から除外されるものでないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明に含まれないものでないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	特になし	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラム「それ自体」は発明から除外されているが、実際の寄与が特許性を排除される主題に該当しない場合は、特許の対象となり得る	実際の寄与がコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)である発明であり、そのコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)がその発明に不可欠であれば、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラムのみを内容とする規則及び方法」は特許されないが、性質上問題処理のための有形無形の技術的且つ機能的効果を有するコンピュータプログラムであれば、特許の対象となり得る
	特記事項	保護適格性の判断において、英国のAerotelテストを導入しているが、第4ステップは採用していない	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	-	○
	方法	○	-	○
	プログラム	○	-	○
	プログラム製品	○	-	○
	プログラムを記録した媒体	○	-	○
	データ構造	○	-	-
	信号	○	-	-

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		フィリピン	ベトナム	タイ
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい ・知的財産法22条には、特許による保護から除外される発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である ・知的財産法59条には、発明として保護されない主題が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいう ・特許法9条には、保護を受けることができない発明が列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明として保護されない主題でないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・保護を受けることができない発明でないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		『コンピュータ』とは、情報処理能力を有する電子的装置又は類似の装置をいい、また、『コンピュータプログラム』とは、語、コード、スキームその他の形式で表現された一連の命令であって、コンピュータが読み取ることができる媒体に組み込まれたときにコンピュータに特定の作業を遂行させ又は特定の目的を達成させることができるものをいう	コンピュータのプログラムに関する発明とは、『コンピュータ実施発明』のことである。この用語は、コンピュータに関する対象、コンピュータネットワーク、一見して保護要求対象の一つか複数の特徴がプログラム(複数)によってなされるようなプログラム可能なデバイスのことを指す	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体に特許性はないが、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラム」は特許保護の主題とされていないが、保護要求対象が技術的な特性を有し、かつ実質的な技術ソリューションとして、技術的な手段で技術的な問題の解決を目指し、技術的な効果をもたらすためのものであれば、特許対象となり得る	コンピュータプログラム自体は、特許として認められないが、機器と何らかの技術的方法とを合わせて、コンピュータプログラムによって制御される製品ののための機械や方法などは、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{c)}	×	×
	プログラム製品	○/× ^{c)}	×	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	×
	データ構造	○	×	×
	信号	○	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

c)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		マレーシア	台湾
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、発明者の思想であって、当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするものをいう ・特許法13条には、特許を受けることができない発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 默示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決が実際に可能であること ・技術的性質及び技術的特徴を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、特許出願した発明において、コンピュータソフトウェアが不可欠なものをいう
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は、特許として認められないが、クレームされた主題が先行技術に技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る。	発明が全体として技術性を有する場合、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○
	方法	○	○
	プログラム	○	○
	プログラム製品	○	○
	プログラムを記録した媒体	○	○
	データ構造	○	×
	信号	○	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

N. シンガポール

1 法律、審査基準

1. 1 発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義

発明について、積極的な定義規定はない。

特許可能な発明の定義として、シンガポール特許法（以下特許法）⁴⁹⁷第13条において、以下のように定義されている。

特許法第13条 特許性のある発明

(1) (2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである。

(a) 発明が新規であること

(b) 発明に進歩性があること

(c) 発明が産業上利用できること

(2) 公表又は利用により不快な、不道德な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない。

(3) (2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道德な又は反社会的なものとみなしてはならない。

また、特許法第16(2)条には、産業上利用可能であるとは認められない発明が規定されている。

特許法第16条 産業上の利用

(1) (2)に従うことを条件として、発明は、農業を含む何れかの種類の産業分野において製造又は使用することができる場合は、産業上利用可能であると認められる。

(2) 人若しくは動物の体の外科術若しくは治療術による処置方法又は人若しくは動物の体について行う診断方法の発明は、産業上利用可能であるとは認められない。

(3) (2)は、物質又は組成物から成る製品が当該方法において用いるために発明されたという理由のみの理由で、当該製品を産業上利用可能として取り扱うことを妨げるものではない。

また、審査ガイドライン⁴⁹⁸8.9～8.26には、発明とみなされない主題として、「発見」、「科学的理論及び数学的方法」、「審美的創造：文学、劇的、音楽的又は芸術的作品」、「精

⁴⁹⁷ 「シンガポール特許法（英語）」（2005年7月31日改訂版）シンガポール条例オンラインウェブサイト、<http://statutes.agc.gov.sg/aol/download/0/0/pdf/binaryFile/pdfFile.pdf?CompId:0afb6744-4974-4a34-94e1-acbb0a91244a>

「シンガポール特許法（日本語）」（2014年3月10日施行）日本国特許庁ウェブサイト、<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/tokkyo.pdf> なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

神活動、ゲーム若しくはビジネス上の計画、ルールや方法」及び「情報の提示」が挙げられている。

1. 2 発明が特許されるための要件

発明が特許されるための要件は主に以下のようなものがある。

- ・発明であること（審査ガイドライン/8.特許可能な主題及び産業上の利用可能性）
- ・新規性（特許法第13条）
- ・進歩性（特許法第13条）
- ・産業上利用可能性（特許法第13条）
- ・記載要件（特許法第25条）

第13条(1)には「発明」という言葉を含んでいる。したがって、特許出願の主題は、発明でなければならない。（審査ガイドライン/8.特許可能な主題及び産業上の利用可能性/A. 法的要件（PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY A. Statutory requirements））

特許法第13条 特許性のある発明

(1) (2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである。

- (a) 発明が新規であること
- (b) 発明に進歩性があること
- (c) 発明が産業上利用できること

(2) 公表又は利用により不快な、不道德な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない。

(3) (2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道德な又は反社会的なものとはみなしてはならない。

特許法第25条 出願手続

(1) 各特許出願書類は、

- (a) 所定の様式により作成し、所定の方法により登録局に提出しなければならない、かつ
- (b) 本項の適用上規定される手数料を添えなければならない。

(2) 出願に(1)(b)にいう手数料が添えられていない場合は、当該手数料を所定の期間内に納付しなければならない。

(3) 各特許出願書類には、次のものを含めなければならないが、本項は、第26条(1)に従った書類による出願を妨げるものではない。

⁴⁹⁸ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」（2017年4月20日版）シンガポール知的財産庁ウェブサイト、https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/infopacks/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-apr.pdf

- (a) 特許付与を求める願書
- (b) 明細書, これに含まれる発明の説明, クレーム及び当該説明又はクレームにおいて言及される図面, 並びに
- (c) 要約
- (4) 出願の明細書は, 当該技術の熟練者が当該発明を実施することができるように明確かつ完全に当該発明を開示するものでなければならない。
- (5) クレームは,
 - (a) 当該出願人が保護を求める事項を定義し,
 - (b) 明確かつ簡潔で,
 - (c) 発明の説明により裏付けられ, かつ
- (d) 1発明又は単一の発明概念を形成するように連結された1群の発明に係わるものでなければならない。
- (6) (5)(d)の一般性を害することなく, 規則には, 本法の適用上, 2以上の発明を単一の発明概念を形成するよう連結されたものとして取り扱う規定を設けることができる。
- (7) 要約の目的は, 技術的情報を与えることであり, それは公開時に第14条(3)による技術水準の一部を構成しないものとし, また, 登録官は, 要約がその目的に合ったものであるか否かを決定し, 合っていない場合は, 合うように要約を書き換えることができる。
- (8) (9)を条件として, 特許出願は, 特許付与前にいつでも取り下げることができ, かつ, 特許出願の取下は, 撤回することができない。
- (9) 特許出願の取り下げ請求は所定の方法で行う。

さらに、「審査ガイドライン/8.特許可能な主題及び産業上の利用可能性/A.法的要件 (PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY A. Statutory requirements)」には、発明が特許されるための要件として、「新規性」、「進歩性」、「産業上の利用可能性」及び「発明であること」であることが以下のとおり、記載されている。

「8.1 特許法第13条(1)には、以下のように述べられている：

(2)項の主題である特許可能な発明は、次のような条件を満たすものである：

- (a) 発明が新規であること
- (b) 発明に進歩性があること
- (c) 発明が産業上利用できること

第13条(1)には「発明」という言葉を含んでいる。したがって、特許出願の主題は、発明でなければならない。また、発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性を考慮して特許性があるかどうかを評価する必要がある⁴⁹⁹。」(審査ガイドライン/8.特許可能な主題及び

⁴⁹⁹ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」(2017年4月20日版)シンガポール知的財産庁ウェブサイト、https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/infopacks/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-apr.pdfを参照して仮訳した。

産業上の利用可能性/A.法的要件 (PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY A. Statutory requirements))。

また、シンガポール特許規則（以下特許規則）⁵⁰⁰第19条(5)(7)に記載のとおり、発明が関連する「技術分野」及び「技術的課題」を明細書で特定し、クレームは、「技術的特徴」により発明を定義しなくてはならず、したがって発明は「技術的特徴」を含むことが必要である。

「規則19 特許付与を求める出願

（前略）

(5) 特許出願書類に含まれる発明の説明は、その冒頭に発明の名称を記載し、次の事項に従うものとする。

(a) 当該発明が関係する技術分野を明示すること

(b) 出願人の知る限りにおいて、当該発明の理解、調査及び審査に有用であるとみなすことができる背景技術を明記すること

(c) 技術的課題について、そのように明示していない場合を含め、課題及びその解決方法を理解することができるような表現で、クレームする発明を開示すること並びにもしあれば、当該発明の有利な効果をその背景技術との関連で述べること

(d) もしあれば、図面中の図について簡潔に説明すること

(e) クレームする発明を実施するための態様について、適宜実施例を挙げ、かつ、もしあれば図面を引用して、少なくとも1以上記述すること、及び

(f) 当該発明が産業上の利用可能性に関する第13条(1)(c)の条件を満たす方法が、当該発明の説明又は内容から明白でない場合は、明確に表示すること

（中略）

(7) クレームにおける保護範囲の限定は、構造的、機能的又は数学的用語を用いて表現することができる当該発明の技術的特徴により行わなければならない。

（後略）」（特許規則第19条）

1. 3 CS 関連発明等の定義

1. 3. 1 CS 関連発明の定義

特になし

1. 3. 2 BM 関連発明の定義

特になし

⁵⁰⁰ 「シンガポール特許規則（英語）」（2017年4月1日版）シンガポール条例オンラインウェブサイト、<http://statutes.agc.gov.sg/aol/download/0/0/pdf/binaryFile/pdfFile.pdf?CompId:06e43b23-389f-4057-9037-d877b5aa9024>

「シンガポール特許規則（日本語）」（2014年3月10日施行版）日本国特許庁ウェブサイト、https://www.jp.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/tokkyo_kisoku.pdf なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

1. 4 CS 関連発明等が特許可能な発明として認められるか

1. 4. 1 CS 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、CS 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、実際の寄与がコンピュータ（若しくは、他の技術的特徴）である発明であり、そのコンピュータ（若しくは、他の技術的特徴）がその発明に不可欠であれば、特許の対象となり得る。

1. 4. 2 BM 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、BM 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、純粋なビジネス方法は、特許として認められないが、ビジネス方法に関する特定の課題解決に寄与する技術的特徴（サーバ、データベース、ユーザデバイス等）を有する場合、特許の対象となり得る。

1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準

1. 5. 1 保護適格性の審査基準

(1) CS 関連発明に関する審査基準

シンガポールの 2005 年特許法（2016 年一部改正）及び特許規則（2014 年改正）にはコンピュータソフトウェア又はコンピュータプログラムに関する規定は存在しない。

シンガポールでは特許出願のための審査ガイドラインが公開されており、「8.特許可能な主題及び産業上の利用可能性/A.法的要件（8. PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY/A. Statutory requirements）」にコンピュータプログラムに関して以下のとおり解説が記載されている。

実際の寄与がコンピュータ（若しくは、他の技術的特徴）である発明であり、そのコンピュータ（若しくは、他の技術的特徴）がその発明に不可欠であれば、特許の対象となり得る。また、コンピュータプログラム自体は特許されないものと解される。

「8.6 コンピュータ実施発明 (CII) ⁵⁰¹に対するクレームの実際の寄与を検討する際に、審査官は、クレームに定義された発明に、コンピュータ（又は他の技術的特徴）がどの程度寄与するかを判断すべきである。そのような CII については、実際の寄与が前記コンピュータ（又は技術的特徴）である発明であり、請求項に定義された前記コンピュータ（又は他の技術的特徴）が本発明に不可欠であることが証明されなければならない。」（審査ガイドライン 8.特許可能な主題及び産業上の利用可能性/A.法的要件（8. PATENTABLE

⁵⁰¹ computer-implemented inventions

SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY/A. Statutory requirements))⁵⁰²

(2) BM 関連発明に関する審査基準

「審査ガイドライン 8.特許可能な主題及び産業上の利用可能性/A.法的要件 (8. PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY/A. Statutory requirements)」において、以下のとおり記載されており、純粋なビジネス方法は、特許として認められないが、ビジネス方法に関する特定の課題解決に寄与する技術的特徴（サーバー、データベース、ユーザーデバイス等）を有する場合、特許の対象となり得る。

「8.6 コンピュータ実施発明 (CII) に対するクレームの実際の寄与を検討する際に、審査官は、クレームに定義された発明に、コンピュータ（又は他の技術的特徴）がどの程度寄与するかを判断すべきである。そのような CII については、実際の寄与が前記コンピュータ（又は技術的特徴）である発明であり、請求項に定義された前記コンピュータ（又は他の技術的特徴）が本発明に不可欠であることが証明されなければならない。

8.7 例えば、もし、様々な技術的特徴（例えば、サーバ、データベース、ユーザデバイスなど）が、(i)実質的に (to a material extent)、(ii)特定の課題を解決する態様で、ビジネス方法のステップと相互作用がある場合、コンピュータ実施のビジネス方法に関連する請求項は、発明とみなされる。「実質的に (to a material extent)」の意味の例としては、請求項は、ビジネス方法を実行するための既知のハードウェアの構成を記載できるが、もし、ハードウェアの全体的な組み合わせが、例えばトランザクションを実行するためのより安全な環境を提供する場合、ハードウェアは、特定の課題を解決するために、実質的にビジネス方法と相互作用のあるとみることができる。この場合の実際の寄与は、ビジネス方法のためのハードウェアの組み合わせの使用である可能性があり、これは発明とみなされる。しかし、クレームに記載されている技術的特徴が、標準的なオペレーティングシステムの動作、特に純粋なビジネス方法を実行するための一般的なコンピュータ又はコンピュータシステムの使用以上でないようなものである場合、そのような相互作用は、実質的なもの (a material extent) とみなされるべきではなく、特定の課題が解決されないことは明らかである。実際の寄与はビジネス方法である可能性が高く、請求項の主題は、単に「コンピュータ実施 (computer-implemented)」という用語又は請求項における同様な一般的な用語を単に含むだけでは、「発明」とみなされることはない。」(8.特許可能な主題及

⁵⁰² 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」(2017年4月20日版) シンガポール知的財産庁ウェブサイト、https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/infopacks/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-apr.pdf を参照して仮訳した。

び産業上の利用可能性/A.法的要件 (8. PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY/A. Statutory requirements))⁵⁰³

1. 5. 2 進歩性の審査基準

CS 関連発明等に特化した進歩性の審査基準はない。

1. 6 CS 関連発明等の審査基準における特記事項

特になし

1. 7 保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式

保護対象として認められるか明らかでない CS 関連発明等のクレーム形式は以下のとおりである。

(保護対象として認められるか明らかでないクレーム形式)

装置／システム、方法、プログラム製品、プログラム、プログラムを記録した媒体、データ構造、信号⁵⁰⁴

CS 関連発明等に特定のクレーム形式はない⁵⁰⁵。

以下のとおり、データ処理/コンピュータプログラミング分野において、特定の機能を発揮するための「方法」クレームは、単なる機能を実行するのに適切であるというよりもむしろ、関連する機能を実行するための特有の方法として解釈される。

「同様に、データ処理/コンピュータプログラミング分野において、特定の機能を実行するための「手段 (means for)」に対するクレームは、単なる機能を実行するのに適切であるというよりもむしろ、関連する機能を実行するための特有の方法として解釈される。」(審査ガイドライン/2.CONSTRUING THE SPECIFICATION AND CLAIMS/F. Guide to construction 2.68)⁵⁰⁶

以下のとおり、技術的特徴のない単なるソースコードであるソフトウェアは、クレームとして認められない。

⁵⁰³ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」(2017年4月20日版)シンガポール知的財産庁ウェブサイト、https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/infopacks/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-apr.pdf を参照して仮訳した。

⁵⁰⁴ 海外質問票調査に基づく。

⁵⁰⁵ 「Patentability of computer implemented inventions_Study Reports_シンガポール」AIPPI ウェブサイト、http://aippi.org/wp-content/uploads/2017/07/2017_SG_Study_Question_Patentability_of_computer_implemented_inventions_2017-06-13.pdf の Q7 の回答を参照。

⁵⁰⁶ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」(2017年4月20日版)シンガポール知的財産庁ウェブサイト、https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/infopacks/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-apr.pdf を参照して仮訳した。

「f. 技術的特徴のない単なるソースコードであるソフトウェアのクレームは、実際の寄与が情報の単なる開示であるため、クレームとして認められないであろう。」(審査ガイドライン/8. PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY v. Presentation of information 8.26) ⁵⁰⁷

2 歴史的変遷

特許法の制定 (1995年)

シンガポールでは、1995年に知的財産庁が創設され、それに合わせて特許法が制定された。

特許法のコンピュータプログラムを不特許事由とする条項の削除 (1996年) ⁵⁰⁸

WTO、TRIPS協定に加盟し、1996年に協定に対応するための改正がなされ、コンピュータプログラムを不特許事由とする条項が削除された。

審査ガイドラインの制定 (2014年) ⁵⁰⁹

審査ガイドラインが初めて制定された。

審査ガイドラインの改訂 (2015年) ⁵¹⁰

第9章への「補足的審査 (Supplementary Examination)」が追加されたが、CS関連発明に関する内容に変更点はない。

審査ガイドラインの改訂 (2016年)

第8章セクションAの「特許可能な主題 (Patentable Subject Matter)」に関して改訂された ⁵¹¹。

この時点で、CS関連発明に関して以下のような内容の変更があった ⁵¹²。

1. CIIに関連するクレームを考慮する際、審査官は、コンピュータ (若しくは他の技術的特徴) が定義されたクレームに対してどの程度寄与したかを決定しなければならない。

⁵⁰⁷ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」(2017年4月20日版) シンガポール知的財産庁ウェブサイト、https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/infopacks/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2017-apr.pdf を参照して仮訳した。

⁵⁰⁸ 「Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS」(2014年2月14日版) 世界知的所有権機関ウェブサイト、<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/sg/sg054en.pdf> の「8. PATENTABLE SUBJECT MATTER AND INDUSTRIAL APPLICABILITY/A. Statutory requirements/8.4」を参照した。

⁵⁰⁹ 審査ガイドラインの REVISION HISTORY を参照した。

⁵¹⁰ 審査ガイドラインの REVISION HISTORY を参照した。

⁵¹¹ 審査ガイドラインの REVISION HISTORY を参照した。

⁵¹² 「NEW SINGAPORE GUIDELINES FOR EXAMINING COMPUTER IMPLEMENTED INVENTIONS (CIIS)」DAVIES COLLISON CAVE ウェブサイト、<http://www.davies.com.au/ip-news/guidelines-for-examining-computer-implemented-inventions-ciis-issued-by-ipo>

2. 発明とみなされる CII の例として、様々な技術的特徴（例えば、サーバ、データベース、ユーザデバイスなど）が、(i)実質的に (to a material extent)、(ii)特定の課題を解決する態様で、ビジネス方法のステップと相互作用がある場合のコンピュータ実施のビジネス方法が挙げられる。

3. 「実質的に (to a material extent)」の意味の例としては、請求項は、ビジネス方法を実行するための既知のハードウェアの構成を記載できるが、もし、ハードウェアの全体的な組み合わせが、例えばトランザクションを実行するためのより安全な環境を提供する場合、ハードウェアは、特定の課題を解決するために、実質的にビジネス方法と相互作用のあるとみることができる。

4. 発明とみなされない CII の例として、クレームに記載されている技術的特徴が、標準的なオペレーティングシステムの動作、特に純粋なビジネス方法を実行するための一般的なコンピュータ又はコンピュータシステムの使用以上でないようなものである場合が挙げられる。この場合、実際の寄与は単なるビジネス方法と考えられる。

審査ガイドラインの改訂 (2017年) ⁵¹³

明確性を改善するために第1章～第9章が改訂された。

治療方法、医療用途及び道德それぞれに関する第8章セクション C、D 及び E が拡張された。

「特許審査 (Examination Review)」に関する第10章が追加された。

2014年2月14日から有効である特許法及び特許規則を参照するように全章が改訂された。

前バージョン (2016年5月バージョン) からの改訂部分が、左マージン部分に縦線で表示された。ページ番号及びパラグラフ番号がアップデートされた。

なお、CS 関連発明に関する内容に変更点はない。

⁵¹³ 審査ガイドラインの REVISION HISTORY を参照した。

平成 29 年 11 月

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連
発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>